

各入国者収容所等視察委員会の意見 に対する措置等報告（概要）一覧表

平成23年6月末日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
1	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であるとする。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	被収容者の状況を踏まえつつ、処遇業務の合理化・効率化を図り、併せて効果的な職員配置を行うなど処遇担当職員の勤務体制を改善するとともに、処遇担当職員の配置見直しの必要性についても検討する。
2	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	毎日定められた時間に開放処遇を実施しており、今後も事情が許す限り、各居室の扉を開放し、他の被収容者の居室へ行って雑談したり、多目的ホールで卓球、遊戯、体操等の軽い運動をすることができる時間を拡大するよう取り組む。戸外運動は、土・日曜日及び祝日を除き実施しているところ、拡大の可能性について検討する。
3	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果、委員から被収容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被収容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被収容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。ついては、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被収容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被収容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	検討中	被収容者の不安や悩みを解決することも警備処遇の一環と考えており、従来から当所が積極的に対応しているが、その他、従来から法律扶助協会や県弁護士会を紹介して、弁護士への相談機会を提供(昨年からは日弁連による無料法律相談を開催)したり、給与の未払いや労災問題がある場合には労働基準監督署等関係機関の協力を求めるなど、早期に問題解決に向かうよう努力している。また、諸々の不安や悩みに対して、専門家によるカウンセリングを続けており、不安の除去に努めている。 今後、どのような関係機関等と、どのような情報交換をすれば、一層の適切な処遇に資するかについて、引き続き検討する。
4	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	当委員会が面接した被収容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いままでもなく、正当な職務行為であったとしても、被収容者の抵抗等に対しての制止や抑止が過剰となり、被収容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被収容者の処遇に当たって、被収容者に対して制止又は抑止を行うときには、被収容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	被収容者に対して制止又は抑止を行う場合は、過剰な制止又は抑止に及ぶことなく、被収容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮しているところであるが、引き続き適切に対応する。
5	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	常勤の勤務医が配置されていることは評価できる。しかし、被収容者から、症状を訴えてもよく聞いてもらえない、治療内容についての説明が十分ではない、外部の専門医による診察を認めてもらえないなどの不満も少なからずあり、被収容者の肉体的、精神的苦痛も増している可能性もあると思われる。それ故、診察時における医師と被収容者との意思疎通を図り、適切な診察を受けられるようにするため、勤務医を複数にし、様々な言語に対応できるなどの体制を充実するように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	当所の医師は、日本語のほか英語及び中国語に通じており、被収容者との意思疎通に努め、適切な診察を行っている。これらの言語を解さない被収容者に対しては、通訳可能な被収容者に通訳を依頼するなどして、意思疎通を図っているが、今後、通訳体制を充実させるなどして、より一層の意思疎通が可能になるよう努める。また、本年6月からは精神科医師による定期的な診察が実施されており、今後も適正な診察を推進する。
6	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	診断書の交付の求めがあれば、医師法第19条第2項に照らして、交付するようすべきである。	平成23年6月30日	検討中	診断書の交付願があった場合には、当所の診断書交付事務取扱要領に基づいて手続を行っているが、医師法第19条第2項を踏まえ、適正な運用となるよう改善や見直しを検討する。
7	東日本入国管理センター	平成23年5月25日	開放処遇中の時間帯は、仕事などで連絡がつきにくい家族があることから、就寝時間まで家族と電話ができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	開放処遇時間外の電話利用に対しては、従来から申出があれば、その理由等を個別に判断して対応しているところであり、引き続き柔軟に対応する。
8	札幌入国管理局	平成23年5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であるとする。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	業務量等を踏まえ、出張所配置職員を活用する等して処遇担当職員の確保に努めるとともに、速やかな送還、又は入国者収容所への移収により短期間の収容に努めることで、処遇担当職員の負担軽減を図っている。
9	札幌入国管理局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	施設の構造上、開放処遇の実施が困難なことから、収容後速やかに送還できない事業については、開放処遇が行われている入国者収容所へ移収している。また、入所・出所日以外には、被収容者の希望を確認した上で、戸外運動場において運動を実施させている。
10	札幌入国管理局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果、委員から被収容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被収容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被収容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。ついては、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被収容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被収容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	措置	被収容者から相談や質問があった場合には、職員が適宜助言や関係機関の電話番号等を案内しているほか、関係機関の広報資料を各居室内に配備している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
11	札幌入国管理局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被收容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いうまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被收容者の抵抗等に対するの制止や抑止が過剰となり、被收容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被收容者の処遇に当たって、被收容者に対して制止又は抑止を行うときには、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	被收容者に対して制止又は抑止を行う場合は、過剰な制止又は抑止に及ぶことなく、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮しているところであるが、引き続き適切に対応する。
12	札幌入国管理局	平成23年5月25日	視察時には、被收容者が収容されていなかった。収容場の運営については、適切な処遇ができるように配慮されている。今後も、適切な処遇の継続を願いたい。	平成23年6月30日	措置	今後も適切な処遇を継続する。
13	仙台入国管理局	平成23年5月25日	被收容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考え。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	業務量等を踏まえ、処遇担当職員の配置人数及び勤務体制についての見直しを行い、改善を図っていく。なお、当面の措置として、収容が長期間となる場合は、出張所の入国警備官の応援派遣も検討する。
14	仙台入国管理局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえず、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被收容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるよう検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	開放処遇の実施に当たっては、施設全体の構造的な見直しと大規模な改修を行う必要があり、既存の施設を利用する場合でも、開放場所となる通路に面して居室が設置されている都合から、施設の改修が必要であり、運用上の問題についても検討を要する。なお、当局では開放処遇の行われている入国者収容所に速やかに移収している。 戸外運動に関しては、閉庁日は荒天時を除き、被收容者に実施希望の有無を確認の上、戸外運動場での運動を実施しているほか、早期の移収ないし送還により閉庁日の収容を避けるように努めているところ、閉庁日に収容が継続した場合における運動実施は、職員の配置を含め、今後検討する。
15	仙台入国管理局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被收容者からの聴取の結果、委員から被收容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被收容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被收容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。ついては、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被收容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被收容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	検討中	被收容者から相談や質問があった場合には、職員が助言や案内等を行っている。関係機関等との連絡・調整は他局等の例も参考に適切な取扱いを検討する。
16	仙台入国管理局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被收容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いうまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被收容者の抵抗等に対するの制止や抑止が過剰となり、被收容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被收容者の処遇に当たって、被收容者に対して制止又は抑止を行うときには、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	被收容者に対する制止又は抑止に当たっては、法令等の遵守に努めており、今後も職員研修や日常業務を通じ、人権の尊重や適正な職務執行について職員指導の徹底を図る。
17	仙台入国管理局	平成23年5月25日	隣接する建物から屋上運動場内の被收容者の姿が見えるため、施設の改修等何らかの配慮を検討願いたい。	平成23年6月30日	措置予定	明かり取り窓について、鉄格子の隙間に羽板を取り付ける予定。
18	仙台入国管理局	平成23年5月25日	現状の施設では、被收容者にとって緊急時の避難方法がわかりにくいので、緊急時の避難方法を被收容者に周知するように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	非常口を表示するとともに、「非常の場合には職員の指示・誘導に従うこと」と併せて収内に表示した。
19	仙台入国管理局	平成23年5月25日	見張室の窓が大きく、職員が常に被收容者に見えており、被收容者が圧迫感を感じる可能性があるため、マジックフィルムを貼る等の改善を検討願いたい。	平成23年6月30日	措置予定	見張室の窓にマジックフィルムを貼る予定。
20	仙台入国管理局	平成23年5月25日	提案箱の案内掲示文の字が小さいため被收容者に読み易いように改善願いたい。	平成23年6月30日	措置	収内に掲示してある案内文の文字を拡大した。
21	仙台入国管理局	平成23年5月25日	提案箱と意見箱の違いが分かりにくいので、被收容者が理解しやすいように工夫願いたい。	平成23年6月30日	措置	提案箱と意見箱の色を分けた。
22	東京入国管理局	平成23年5月25日	被收容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考え。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	処遇担当職員の配置人数及び勤務体制を見直すことや、職員の訓練・研修及び応援態勢を拡充するなど、処遇担当部門の勤務体制の改善を図っていく。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
23	東京入国管理局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	月曜日から金曜日の1日5時間の開放処遇(運動場の使用あり)に加え、昨年10月2日から土、日曜日(午前か午後いずれかの1日2、5時間)の開放処遇(収容区域内)を実施しているところ、本年7月からは、土・日曜日についても平日とほぼ同様の開放処遇を行い、被収容者の更なる健康への配慮のため運動場を使用させることとした。
24	東京入国管理局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果、委員から被収容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被収容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被収容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。については、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被収容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被収容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	措置	各居室に各国大使館、UNHCR、IOM及び弁護士会等、関係機関の電話番号等を一覧表にして備え付けることとした。今後も関係機関への相談に関する被収容者への情報提供を的確に行う。
25	東京入国管理局	平成23年5月25日	被収容者が不服の申出を行う際、処遇を担当する入国警備官に依頼して総務課の担当職員を呼ぶシステムになっているが、不服の申出がより行いやすくなるように担当職員への連絡方法を検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	入所手続室及び各居室に、「不服の申出を行う時の意思表示の方法」を掲示し、これに当局総務課の直通電話番号を明記することで、総務課の担当職員に直接連絡が取れるようにした。
26	東京入国管理局	平成23年5月25日	被収容者が面会の際に乳幼児を抱くことができるような面会方法や、面会室の構造とすべく検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	当面は、試行期間として、既存の仕切りのない部屋を使用して被収容者と乳幼児が面会できるよう措置し、その結果を検証の上、対象者の範囲等について要領等を定め実施することとした。
27	東京入国管理局	平成23年5月25日	運動場で怪我をした事案があることから、施設及び運営上の安全面の充実について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	運動場の使用時には、運動靴の使用を認めるなど、被収容者の安全面に配慮するように検討している。また、運動場の床等コンクリート部分に緩衝材を張る工事についても、あわせて検討している。
28	東京入国管理局	平成23年5月25日	今後の被収容者の診療実績に応じ、将来的には歯科診療のための設備を設け、歯科医師による診療が可能となるように検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	被収容者の歯科診療については、現在、外部の病院で受診させているが、今後、歯科医師の確保及び歯科診療設備の導入、又は訪問歯科診療について実施を検討する。
29	東京入国管理局	平成23年5月25日	開放処遇中の時間帯は、仕事などで連絡がつきにくい家族があることから、就寝時間まで家族と電話ができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	開放処遇時間外の電話に対しては、申出があれば、その理由等を個別に判断し、柔軟に認めている。
30	東京入国管理局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被収容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被収容者の抵抗等に対しての制止や抑止が過剰となり、被収容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被収容者の処遇に当たって、被収容者に対して制止又は抑止を行うときには、被収容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	正当な職務執行の一環として、必要最小限の有形力を行使せざるを得ないことがあるところ、被収容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮するとともに、研修等を通じて、護送時も含め被収容者等の安全確保の徹底及び職務遂行能力の更なる向上を図り、引き続き適正な職務執行に努める。
31	成田空港支局	平成23年5月25日	被収容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考える。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	処遇担当職員の配置人数及び勤務体制を見直すことや、職員の訓練・研修及び応援態勢を拡充するなど、処遇担当部門の勤務体制の改善を図っていく。
32	成田空港支局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被収容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	施設の構造上、開放処遇の実施は困難である。戸外運動は、平日に実施し、年末年始を除く休日は実施していなかったが、本年6月から休日について試行中であるほか、可能な事案については早期移転及び早期送還に努めているところである。
33	成田空港支局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被収容者からの聴取の結果、委員から被収容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被収容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被収容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。については、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被収容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被収容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	措置	各居室に各国大使館、UNHCR、IOM及び弁護士会等、関係機関の電話番号等を一覧表にして備え付けることとした。今後も関係機関への相談に関する被収容者への情報提供を的確に行う。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
34	成田空港支局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被收容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いうまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被收容者の抵抗等に対するの制止や抑止が過剰となり、被收容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被收容者の処遇に当たって、被收容者に対して制止又は抑止を行うときには、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	正当な職務執行の一環として、必要最小限の有形力行使せざるを得ないことがあるところ、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮するとともに、研修等を通じて、職務遂行能力の更なる向上を図り、引き続き適正な職務執行に努める。
35	成田空港支局	平成23年5月25日	収容場居室内に設置されたシャワー室について、同室者が監視用小窓の下から見上げるとシャワー中の被收容者が見える可能性があるため、目隠しをするなどの配慮を検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	シャワー室の小窓に目隠しを張り、同室者からシャワー室内が見えないよう措置した。
36	羽田空港支局	平成23年5月25日	被收容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考え。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	処遇担当職員の配置人数及び勤務体制を見直すことや、職員の訓練・研修及び応援態勢を拡充するなど、処遇担当部門の勤務体制の改善を図っていく。
37	羽田空港支局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被收容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	開放処遇については引き続き検討する。戸外運動については、施設の事情から困難なため、収容が数日間継続する場合などは、運動可能な施設への早期移収に努める。
38	羽田空港支局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被收容者からの聴取の結果、委員から被收容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被收容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被收容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。については、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被收容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被收容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	措置	各居室に各国大使館、UNHCR、IOM及び弁護士会等、関係機関の電話番号等を一覧表にして備え付けることとした。今後も関係機関への相談に関する被收容者への情報提供を的確に行う。
39	羽田空港支局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被收容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いうまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被收容者の抵抗等に対するの制止や抑止が過剰となり、被收容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被收容者の処遇に当たって、被收容者に対して制止又は抑止を行うときには、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	正当な職務執行の一環として、必要最小限の有形力行使せざるを得ないことがあるところ、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮するとともに、研修等を通じて、職務遂行能力の更なる向上を図り、引き続き適正な職務執行に努める。
40	羽田空港支局	平成23年5月25日	居室において、被收容者1名につき量1量のスペースという割合を改善願いたい。	平成23年6月30日	検討中	これまで収容実人員が収容定員を下回っているため、被收容者1名につき量1量のスペースという割合とはなっていないが、収容定員の見直しなど被收容者1名当たりのスペースをより多く確保できる方策を検討する。なお、当面は各居室の収容人員を調整して運用する。
41	羽田空港支局	平成23年5月25日	収容場に運動場がないが、被收容者処遇規則第28条に照らし適切な場所を確保するよう願いたい。	平成23年6月30日	検討中	収容が数日間継続する場合などは、運動可能な収容施設への早期移収に努める。
42	横浜支局	平成23年5月25日	被收容者に対する適切な処遇を実施するためには、処遇担当職員の負担を考慮した勤務体制が必要であると考え。しかし、現状では、必ずしも処遇担当職員の勤務体制が十分であるとはいえないのではないかという意見が委員から出された。そこで、処遇担当職員の増員を含めた適正な配置や勤務条件等についての改善策について検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	処遇担当職員の配置人数及び勤務体制を見直すことや、職員の訓練・研修及び応援態勢を拡充するなど、処遇担当部門の勤務体制の改善を図っていく。
43	横浜支局	平成23年5月25日	現在、開放処遇を実施している入国者収容所等については、より一層の開放処遇の充実を検討し、開放処遇が行われていない入国者収容所等においては施設構造上の制約はあるとはいえ、できる限り開放処遇を実現するための方策について検討願いたい。さらに、施設の事情があることは理解できるが、被收容者の健康に配慮して、毎日戸外の適当な場所で運動することができるように検討願いたい。	平成23年6月30日	措置	開放処遇及び運動は毎日実施している。
44	横浜支局	平成23年5月25日	これまでの視察委員会による面会における被收容者からの聴取の結果、委員から被收容者が在留手続、帰国費用の不足、給与未払い等様々な悩みや不安を抱えていることが報告にあったことを踏まえ、今後の課題として被收容者の適切な処遇を推進するためには、これらの被收容者が抱える諸問題を関係機関及び諸団体に相談したり、必要な情報が提供される仕組みを構築する必要があると考える。については、関係機関及び諸団体と連絡・調整などの連携を図って、被收容者が関係機関及び諸団体にこれらの相談をしたり、必要な情報が提供されるための仕組みを構築することを検討し、被收容者のより一層の適切な処遇を推進するよう努力願いたい。	平成23年6月30日	措置	各居室に各国大使館、UNHCR、IOM及び弁護士会等、関係機関の電話番号等を一覧表にして備え付けることとした。今後も関係機関への相談に関する被收容者への情報提供を的確に行う。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
45	横浜支局	平成23年5月25日	当委員会が面接した被收容者から、送還される際に空港で職員に暴行を受けた旨の申立てがあったことから、その事実関係について委員会に情報の提供を受けた。いうまでもなく、正当な職務行為であったとしても、被收容者の抵抗等に対するの制止や抑止が過剰となり、被收容者の身体に危害を及ぼすことがあってはならない。当委員会は、被收容者の処遇に当たって、被收容者に対して制止又は抑止を行うときには、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮されることを求める。	平成23年6月30日	措置	正当な職務執行の一環として、必要最小限の有形力を行使せざるを得ないことがあるところ、被收容者の身体に危害を及ぼさないように十分に配慮するとともに、研修等を通じて、職務遂行能力の更なる向上を図り、引き続き適正な職務執行に努める。
46	横浜支局	平成23年5月25日	新しい施設として、随所に被收容者の処遇に配慮されていることについて評価できる。	平成23年6月30日	措置	評価に甘んじることなく、処遇の向上に努める。
47	横浜支局	平成23年5月25日	官給食について、被收容者の要望をくみ取れるように配慮願いたい。	平成23年6月30日	措置	官給食については、これまで被收容者の宗教上や健康上の理由等に十分に配慮しており、被收容者から申出があれば、随時変更するなど配慮している。今後とも、被收容者から官給食に関する申出や意見がある場合は、その具体的理由を聴取するなどして、引き続き、個別に対応の可否について判断することとしたい。
48	横浜支局	平成23年5月25日	施設及び購入物品等の案内について、多言語での表記を願いたい。	平成23年6月30日	検討中	施設及び購入物品等の案内文書の多言語による表記で措置することとしたい。
49	横浜支局	平成23年5月25日	見張室の窓が大きく、職員の姿が常に被收容者に見えており、被收容者が圧迫感を感じる可能性があるため改善を検討願いたい。	平成23年6月30日	検討中	被收容者の監視等、業務に支障を来さない程度に、見張室の窓の可視範囲を狭める等の措置を検討する。
50	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被收容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	当所は、イスラム教徒には豚肉を支給しない等宗教上の食物禁忌には細心の注意を払い特別食を支給しているが、ハラールフードについては、取扱い店舗が少ないことや、コスト等の面で、現時点での対応が困難であり、また、ハラールフードとは、屠殺方法や解体処理のみを定めたものではなく、豚と同一の保管場所(冷蔵庫)や輸送車両も禁じられることから、その対応も困難を極めることとなり、今後も検討を要する。 給食の保温については、被收容者から米飯が冷たいとの申出があったことから、食器運搬用のコンテナを保温性の高い物に変更するなどして、毎食とも温かい米飯を支給している(給食業者は庁舎内で調理等を実施)。
51	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	「対処療法が中心で、内服薬を処方するのみである。」「症状の改善が見込めないのに、長期にわたり同じ内服薬を処方されている。」などと不満を訴える被收容者が存在し、医師と被收容者との意思疎通が希薄であるように見受けられることから、検査及び専門医への受診を積極的に検討するとともに、被收容者に対する病状説明の在り方に留意すること。	平成23年4月15日	検討中	診療時の意思疎通については、必要に応じ通訳を付けるなどして、可能な限り懇切に病状等の説明を行っている。 また、投薬についても、医師の医療上の知見に基づく指示により行っている。 外部病院での受診については、まず、被收容者の申出に基づき庁内診療を受けさせ、医師から指示があった場合や急病人について受診させるなど適切な対応をしている。 さらに、本年4月からは、診療室に常勤医師が就任しており、これにより、医師が被收容者の病状をよりきめ細かく追跡可能となるとともに、医師と被收容者との意思疎通も改善され、より適切な診療につながるものと思われる。
52	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	適切な医療体制を構築するため、専門医の派遣等について、大阪府医師会との連携の強化を図ること。	平成23年4月15日	措置	大阪府医師会との協力関係は当所開設以来継続しており、常勤医師退職時には、非常勤医師の紹介等の協力を受けていたところ、同医師会に更なる常勤医師確保に係る協力依頼を行い、引き続き連携の強化を図ったほか、非常勤医師の紹介も受けた。 なお、常勤医師の確保については、平成23年4月に採用済み。
53	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	被收容者の間において、各種手続又は規則に関する誤った噂が飛び交っており、結果として職員に対する不信感につながっているように見受けられることから、例えば、差入れ物品の許可基準等に関するガイドラインを策定して貼り出すなど、被收容者に対して正確な情報を伝えるための周知方法を検討すること。	平成23年4月15日	措置	娯楽室や廊下に各種手続又は規則に関する説明を掲示している他、居室内のファイルにも各種手続、又は規則に関する文書を備えている。また、今後とも必要に応じ、できるだけ分かり易い掲示文等を検討する。
54	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	職員や他の被收容者から居室内のトイレの中が見える状態にあることに関して、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	平成23年4月15日	措置	スモークフィルムの貼付や目隠しを設置するなど措置した。
55	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	被收容者が外を見ることができない施設の構造について改善を検討すること。	平成23年4月15日	措置	施設外周の必要な場所に目隠しを施した上で、全居室の建物外側の窓ガラスを一部透明化した。
56	西日本入国管理センター	平成23年2月17日	畳部屋での生活に不慣れな被收容者に鑑み、ベッド、机又は椅子等の配備を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	ベッドの設置は施設の構造上困難であり、改善策としてマットレスを貸与しているところ、ベッドの配備については、施設の大規模な改修の機会まで継続して検討する。 椅子については、希望者に対し居室室内での使用を許可しており、机は高低の調整が可能である。
57	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	被收容者の処遇に関するガイドライン(診療、物品購入、不服申出制度等)について、被收容者が共通して疑問を抱きそうな事項に関するQ&Aを多言語にて作成することを検討すること。	平成23年6月17日	検討中	診療、物品購入、不服申出制度のほか多岐にわたる事項につき、説明資料を取りまとめ、必要な事項を分かり易い表現で、かつ、多言語に翻訳するなどの対応を検討する。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
58	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	職員から被収容者に対するガイドラインの説明が不十分であることから、より一層相互にコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めること。	平成23年6月17日	検討中	入所時に収内生活や処遇に関する基本的な事項について説明を行うとともに、入所後、被収容者からの質問等にも適切な対応に努めているところ、従前の取組みに加え、収内生活等に係るガイドラインの取りまとめを検討する。
59	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	物品購入許可申出書について、他の施設を鑑みて購入可能品目の平仄を合わせること。	平成23年6月17日	検討中	収容施設ごとに物品購入の業務を委託している業者や当該業者の仕入れ先等が異なるため、業者の都合により購入可能品目を合致させることは厳しい状況ではあるが、被収容者の要望を聴取し、保安上又は衛生上支障のない範囲で、購入可能な品目の拡大について協議していく。
60	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	疾患ごとに専門の外部病院へのホットライン構築を検討すること。	平成23年6月17日	検討中	常駐の医師から専門科への受診指示が出た場合、専門の診療科目を設置している外部医療機関へ当該被収容者に係る診療情報を提供するなどした上で受診させており、医療機関との連携を図っているほか、専門の外部医療機関と速やかに受診日時を調整できる体制をすでに構築しているところ、これらの医療機関とはなお一層良好な関係の構築に努める。
61	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	毛布等貸与品及び部屋の衛生面について、毛布等貸与品の交換回数及び部屋の消毒回数が適正なものであるかを検討し、適正ではない場合は改善を図ること。	平成23年6月17日	措置	収容後3か月を経過した被収容者に貸与している毛布はすべて交換し、以後定期的に交換することとした。 居室の消毒については、業者による年2回の薬物消毒を実施しているほか、害虫の発生状況に応じて、駆除剤の散布を業者に依頼したり、市販の駆除剤や殺虫剤を見張り室に常備し、申出があれば随時使用できるようにしており、今後も衛生面の維持に努める。
62	西日本入国管理センター	平成23年4月28日	自動販売機に関しては、業者の採算が合わないからと単純に撤去させるのではなく、当該施設が公的な施設である以上、他の関係機関の現状を踏まえて、設置を目的とする予算措置を講ずるといった対策が必要である。	平成23年6月17日	検討中	自動販売機の設置は被収容者の処遇上有益と判断しており、再設置を検討する。
63	大村入国管理センター	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	宗教上の禁忌、食物アレルギー等に配慮し、それらに対応する特別食を支給しているが、ハラールフードはコスト面で、現時点では対応が困難であり、継続して検討する。 また、給食は、栄養士の管理の下で栄養バランスのとれた食事を給与しており、米飯は保温性のある容器を使用し、配膳直前まで保温器具内に保管し支給している。副食は保温が不適当なものも一緒に盛りつけることから、配膳時間を考慮に入れ、できたてのものを支給できるように工夫している(給食業者は庁舎内で調理等を実施)。
64	大村入国管理センター	平成23年2月17日	被収容者の中には、収容所内に設置されている公衆電話を使用するときに先方が声が届いていないときがあると述べる者がいたところ、本人が通話料を自己負担していることに鑑み、音信中断に関する状況について確認し、必要に応じて改善を行うこと。	平成23年4月15日	措置	業者による工事を施したところ、音声が届きにくい状況は改善された。
65	大村入国管理センター	平成23年2月17日	単独室のトイレについては、室外からトイレ使用者の全体が見える状態にあるところ、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	平成23年4月15日	措置予定	プライバシーに配慮し、衝立等の設置工事を実施する予定。
66	名古屋入国管理局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	ハラールフードの提供に関して、給食業者に確認した結果、対応実績がなく提供は不可とのことであり、今後取扱い業者の調査を含めて検討する。 給食については、本人からの申出や医師の意見に基づく特別食への変更など健康面に留意しているが、保温については衛生上のリスクも伴うことから引き続き検討する。
67	名古屋入国管理局	平成23年2月17日	医師と被収容者のコミュニケーション確保について留意すること。	平成23年4月15日	措置	被収容者と医師のコミュニケーションに関しては、必要に応じて通訳を付けるだけでなく、診療に先立ち看守勤務員や看護師が症状を詳細に聴取して医師に伝えるほか、医師とも意見交換の場を設け被収容者の意見・要望を伝えているなど適切に対応しており、引き続き事情に応じてきめ細やかに対処する。
68	名古屋入国管理局	平成23年2月17日	被収容者に対して「不服申出又は仮放免の申請書」手続に係る周知を図るとともに、職員に適切な対応をとることについて改めて注意喚起すること。	平成23年4月15日	措置	不服申出書は、被収容者のプライバシーを保護し、制度の目的に沿って適正を担保するため、総務課職員が収容場に赴き手渡すこととなっており、看守勤務員に申し出ても、その場で直ちに渡していないことから、被収容者に対し対応には時間を要する旨周知し、仮放免の申請書については十分な量を常に備えておくこととした。
69	名古屋入国管理局	平成23年2月17日	閉庁日の開放処遇について、施設点検作業の合間においても、短時間で開放処遇するなど、開放時間の拡大を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	昨年10月以降、施設点検日を除き、閉庁日も開放処遇を実施しているが、適正かつ安全な処遇業務遂行に支障を来す懸念を含め、引き続き開放処遇の拡大を検討する。
70	中部空港支局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	ハラールフードの提供に関して、給食業者に確認した結果、対応実績がなく提供は不可とのことであり、今後取扱い業者の調査を含めて検討する。 給食については、本人からの申出や医師の意見に基づく特別食への変更など健康面に留意しているが、保温については衛生上のリスクも伴うことから引き続き検討する。 なお、出国待機施設を使用する者の食事は航空会社が用意しているところ、食事の希望を確認して対応しており使用者からの苦情はないと承知している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
71	中部空港支局	平成23年2月17日	空港は様々な人が利用する場所であることにかんがみ、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。	平成23年4月15日	検討中	マスク着用及び出勤時の検温の励行や、執務室出入りに薬用ハンドローションを設置するなどの措置を講じているところ、予防接種については必要性及び実施する種類等について検討する。
72	大阪入国管理局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	当局近辺のハラールフード取扱業者は限られており、メニューが限定されることや、単価が非常に高額となることから、現時点では提供は困難であるが、継続して検討することとし、段階では宗教上の制約に配慮する等した特別食で対応する。 なお、給食の保温面については、保温器具を使い、極力温かい状態で支給しており、内容も栄養バランスを考慮している。
73	大阪入国管理局	平成23年2月17日	コミュニケーションの手段として、数か国語の辞書の貸与を希望する被収容者がいたところ、多言語が用いられる入国管理局の収容施設においては、あらゆる人間が意思疎通を図る上で、辞書は有用なものであることから、一般流通言語及び貴局に入所が見込まれる国籍国の公用言語の辞書を可能な範囲で配備の上、被収容者に貸与できるように検討すること。	平成23年4月15日	措置	5か国語の辞書を配備して、被収容者からの申し出に応じて貸与することとした。
74	神戸支局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	契約業者は禁忌食材を排除する等の対応が可能であるが、ハラールフードの対応はできないため、他の業者への注文の可否等について検討する。 なお、給食の保温面については、電子レンジで加熱するなど温かく供することができるように検討する。
75	関西空港支局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	ハラールフード提供の可否について調査したところ、コスト面から直ちに支給することは困難であり、更に検討を要する。 なお、出国待機施設を使用する者の食事は航空会社が用意しているところ、食事の希望を聞くよう航空会社には平素から助言しており、これまで使用者から苦情は出ていないと承知している。
76	関西空港支局	平成23年2月17日	収容場における分煙対策を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	被収容者の申し出により喫煙者・禁煙者を分けて収容しているほか、適宜窓を開け収容場内の換気を図っているが、今後換気装置を改修し、分煙機能を強化することを検討中である。
77	関西空港支局	平成23年2月17日	職員や他の被収容者から居室内のトイレの中が見える状態にあること及び入口が扉ではなくアコーディオンカーテンであることに関して、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	被収容者のプライバシー及び保安上の問題を考慮して、天井までの壁及び入り口扉を設け、個室タイプとすることを検討中である。
78	関西空港支局	平成23年2月17日	男女の被収容者からお互いの部屋が見ることができる状態について改善を図ること。	平成23年4月15日	措置予定	アコーディオンカーテンを廊下に設置して、男女の被収容者からお互いの部屋が見えない状態に改善する予定。
79	関西空港支局	平成23年2月17日	空港は様々な人が利用する場所であることにかんがみ、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。	平成23年4月15日	検討中	各執務室に消毒液を配布し、職員に対してはマスクを配布するとともに手洗い、うがいの励行を注意喚起するなどしてウィルス感染の防止に努めている。 予防接種は、予算措置を要することから更に検討する。
80	広島入国管理局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	宗教上、食することのできない食材については、注文の際に業者に伝え、該当食材抜きを併せて納品させている。 ハラールフードについては、取扱店の調査を継続する。弁当の加温については、電子レンジを備え付けるなどの措置を検討する。
81	広島入国管理局	平成23年2月17日	サッカーボール、バスケットゴール等の運動用具の配備を検討すること。また、新庁舎の屋内運動場においても、卓球台等の運動用具の配備を検討すること。	平成23年4月15日	検討中(一部措置)	サッカーボール、バドミントンの運動用品及びオセロゲーム、トランプの娯楽用品を配備した。バスケットゴール及び卓球台については、新庁舎移転時に、検討する。
82	広島入国管理局	平成23年2月17日	新庁舎においては、窓の代わりに通風機能を備えたルーバー(目隠し板)が取り付けられる予定であるところ、被収容者が外の景色を見ることができなくなり、ストレスを感じるおそれがあることから、ルーバーの一部にマジックミラーのようなものを取り付けるなどして、被収容者が外を見ることが出来る環境を構築すること。	平成23年4月15日	措置	ルーバーを数枚取り除き、隙間を空けることにより収容場における眺望を確保した。
83	広島入国管理局	平成23年2月17日	面会室における面会者と被収容者を隔てる間仕切り板について、書類の受渡しを行うための開閉式小窓等の設置を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	間仕切り板への開閉式小窓の設置を検討する。
84	広島入国管理局	平成23年2月17日	運動に際する転倒等の危険性を回避するため、新庁舎においては、運動場の床面に凹凸がない状態を実現すること。	平成23年4月15日	措置	新庁舎においては運動場の床に、凹凸はない状態となっている。
85	広島入国管理局	平成23年2月17日	避難経路に当たる通路について、避難の妨げになるようなものを置くことは消防法で禁止されているところ、当該通路における備品設置状況が同法に抵触しないように対処すること。	平成23年4月15日	措置	避難経路に設置していた備品は、避難経路外に移動又は撤去した。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告（概要）一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
86	高松入国管理局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	現在契約している業者は、宗教上食べられない食品を使わないなどの対応をしているが、コスト面からハラールフードには対応できないことから、同フードの提供に対応できる業者の有無を確認する点を含め更に検討する。 保温については、電子レンジで加熱するためには、特殊な素材の容器が必要となることから、コストも含め検討する。
87	高松入国管理局	平成23年2月17日	サッカーボール、バスケットゴール等の運動用具の配備を検討すること。	平成23年4月15日	検討中(一部措置)	サッカーボールを始め、高松局被収容者処遇細則に定められた全ての運動用具を購入したが、バスケットゴール等の配備については、設置場所等を含めて今後検討する。
88	高松入国管理局	平成23年2月17日	人間にとって運動は必要不可欠なものであり、可能な限り運動の実施を取り入れるように努めること。	平成23年4月15日	措置	入所・出所日以外は、荒天の日を除き、被収容者に対し1日1回運動の希望の有無を確認して、希望者に運動の機会を与えることとした。
89	高松入国管理局	平成23年2月17日	職員や他の被収容者から居室内のトイレの中が見える状態にあることに関して、プライバシーに配慮した設計の変更を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	目隠し板などの設置を検討している。
90	高松入国管理局	平成23年2月17日	面会室における面会者と被収容者を隔てる間仕切り板について、書類の受渡しを行うための開閉式小窓等の設置を検討すること。	平成23年4月15日	検討中	間仕切り板に開閉式小窓を設ける方法を検討している。
91	高松入国管理局	平成23年2月17日	面会時の会話内容が事務室に漏れ聞こえる構造を改善するため、面会室と事務室との間の壁面の開口部分を塞ぐことを検討すること。	平成23年4月15日	検討中	面会室と事務室の間の壁の隙間を塞ぐ工事の実施を検討する。
92	福岡入国管理局	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	ハラールフードの取扱い業者について調査したところ、福岡市内の同フード取扱業者は弁当宅配をしていないため、同フードの提供は困難である。現在は、豚肉抜きなどの特別食を提供することで対応しているところ、引き続きハラールフードの提供について調査する。 なお、平成23年度の官給食仕様書に減塩食などの特別食を明記し、健康面に留意した食事が提供できるようにした。また、給食は配膳直前に電子レンジで加熱しており、保温に配慮している。
93	福岡入国管理局	平成23年2月17日	屋外運動場出入口に設置されている階段について、当該階段は雨に濡れた場合に非常に滑りやすくなること及び勤務員等が支えなければ突然動く可能性があることから、当該階段からの落下等により怪我を負う者が発生するおそれが否定できず、屋外運動場への出入手段について改善を図ること。	平成23年4月15日	措置	次のとおり改善措置を講じた。 ① 窓枠付近に注意を促す案内板を設置した。 ② 移動式階段に手すりを取り付けた。 ③ 頭部打撲を回避するため、窓枠上部に警告色の垂れ幕状のものを取り付けた。 ④ 足をひっかけないように、窓枠サッシの下部に特注の金属カバーを取り付けた。 ⑤ 移動式階段が動くのを防止するため、特注の木製スペーサーをセットできるようにした。 ⑥ 運動場側の階段に手すりを取り付けた。
94	鹿児島出張所	平成23年2月17日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年4月15日	検討中	平成22年の給食実績はなく、一時的に収容した場合は直ちに福岡局に移送するなどの取扱いとしているが、ハラールフードの提供について引き続き調査する。
95	那覇支局	平成23年4月15日	給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード(イスラム法で許された食べ物)について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。	平成23年6月17日	検討中	沖縄県内にはハラールフードの取扱い業者が見当たらないため、同フードの提供は困難である。現在は、豚肉抜きなどの特別食を提供することで対応しているところ、引き続きハラールフードの提供について調査する。 健康面に留意した食事の提供に関しては、栄養士の管理の下で栄養バランスのとれた食事を支給しているほか、必要に応じ配膳直前に電子レンジで加熱して、支給の際の保温面に配慮している。
96	那覇支局	平成23年4月15日	居室内のトイレに扉がなく、居室内及び動しよう路からトイレの中が見える状態にあることに関して、プライバシーの保護に配慮する観点から、扉の取付けについて検討すること。	平成23年6月17日	措置予定	扉を取り付けることとしている。